収　入
印　紙

高松市家庭系指定収集袋の外装袋に係る広告掲載業務契約書（案）

１　件　　名　　高松市家庭系指定収集袋の外装袋に係る広告掲載業務

２　履 行 場 所　　高松市指定場所

３　履 行 期 間　　自　契約締結の日

　　至　令和９年９月３０日

４　契 約 金 額

							円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　　）

５　業 務 内 容　　仕様書のとおり

６　契約保証金　　免除

上記業務について、高松市（以下「甲」という。）と＿＿＿（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　高松市番町一丁目８番１５号

高松市

高松市長　大西　秀人　　印

乙　住所

名称

代表者　　印

（総則）

第１条　甲は、広告掲載のため、別紙「高松市家庭系指定収集袋の外装袋に係る広告掲載業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める広告掲載枠を乙の利用に供する。

２　甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

３　仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、甲と乙とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲が定めて乙に指示するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（広告の仕様及び内容）

第３条　乙が掲載しようとする広告の仕様及び内容は、「仕様書」及び「高松市広告掲載要綱」によるものとし、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

２　乙は、掲載しようとする広告について、仕様書に定める期日までに、高松市指定収集袋の外装袋広告掲載申請書に原稿素案を添付して申請しなければならない。

３　乙は、前項により承認を得た広告について、仕様書に定める期日までに、甲の定めるデータ形式で、甲に納品しなければならない。

（広告料の支払）

第４条　乙は、頭書記載の金額（以下、「広告料」という。）を広告掲載枠の利用料として、甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。（支払遅延に対する遅延損害金は年２．５％）

２　前条を満たさない場合は、甲はその広告掲載枠を空欄にできるものとする、乙は、この場合の広告料を支払わなければならない。

（広告料の還付）

第５条　既に納付した広告料金は還付しない。ただし、乙の責めに帰すことのできない事由により広告掲載を中止又は広告掲載に係る契約を解除したときはこの限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第７条　乙は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならな

い。

２　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）

第８条　乙（前条の規定により委任又は下請負を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（仕様書等の変更）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは広告料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の変更、中止）

第１０条　甲は、必要があると認めるときは業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは広告料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

第１１条　乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

（履行期間の変更方法）

第１２条　履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（広告料の変更方法等）

第１３条　広告料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（甲の解除権）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 広告料を、その納入期間内に納めないとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第１７条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　代表一般役員等が暴力団関係者であると認められるとき。

イ　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ　アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、受給者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、広告料の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（その他の解除権）

第１６条　甲は、業務が完了するまでの間は、第１４条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第１７条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することが

できる。

(1) 第９条の規定により仕様書を変更したため広告料が３分の２以上減少したとき。

(2) 第１０条の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の１０分の５を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

（広告内容についての責任）

第１８条　乙は、広告を掲載する広告主との間で、次の各号に定めることについて取り決めなければならない。

（１）広告内容に関する一切の責任は広告主等が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとすること。

（２）広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること。

（３）甲に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとすること。

（回収等）

第１９条 乙の責めに帰すべき理由により、掲載した広告が第３条第１項の規定に反する等の事由が生じ、当該広告の掲載された印刷物を甲が配布することが著しく公益に反する場合は、乙は製造後であれば再度製造すること等に伴う費用増加分を負担し、配布後であれば自己の責任により当該印刷物を回収しなければならない。

２ 前項に該当する印刷物が既に個人に配布されている等、回収が著しく困難な場合は、乙は甲の承諾を得て、回収しないことができる。

３ 乙は、本条の規定により甲に損害を与えた場合は、乙の負担によりその損害を賠償するものとし、その損害賠償の額は甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第２０条　乙は、第３条第１項の広告の掲載が認められなかった場合及び前条の回収をした場合は、甲に対して損害の賠償を請求しないものとする。

２ 乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担により損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りでない。

３ 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担により損害の賠償を行うものとする。ただし，その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りでない。

４　第２項及び第３項ただし書きの規定は、乙が甲の指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは適用しない。

５　第２項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

６　この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

（著作権等の使用）

第２１条　乙は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（契約の費用）

第２２条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（補則）

第２３条　この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。